

令和2年3月23日

第4回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第4回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和2年3月23日（月）午後3時
場 所 倉吉市役所 A会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

議案第10号	令和元年度教育費補正予算について……………	1
議案第11号	令和2年度倉吉市の教育方針と重点施策について……………	2
議案第12号	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について……………	4
議案第13号	地域学校委員会委員の任命について……………	6
議案第14号	倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について……………	7
議案第15号	倉吉市立小中学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の制定について……………	10
議案第16号	倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付要綱の制定について…	16

5 協議事項

(1) 第3期教育振興基本計画骨子（施策体系図）（案）について……………	22
--------------------------------------	----

6 教育長報告

7 報告事項 各課報告（別紙）

7 その他

8 閉 会

議案第10号

令和元年度教育費補正予算について

次のとおり、令和元年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和2年3月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第11号

令和2年度倉吉市の教育方針と重点施策について

令和2年度倉吉市の教育方針と重点施策を別紙のとおり定めることについて、本委員会の承認を求める。

令和2年3月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

令和2年度 倉吉市の教育方針と重点施策（案）

～行きたい学校・
帰りたい家庭・
住みたい地域～

教育基本法

- ・人格の完成と、社会の形成者としての国民の育成
- 学校教育法
- 社会教育法
- 図書館法
- 文化財保護法
- 博物館法

【教育理念】

豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり

【教育目標】

- ・幅広い知識を身に付け、豊かな心を培い、健やかな体を養う。
- ・個性を尊重し、創造性を培い、自律性・自主性を養う。
- ・社会の一員として、参画し寄与する態度を養う。
- ・自然を大切にし、伝統と文化を尊重する態度を養う。
- ・郷土を愛し、他人や他の地域を尊重する態度を養う。

“くらしよし”ふるさとビジョン

【将来都市像】

愛着と誇り 未来いきいき
みんなでつくる倉吉

【教育・文化・コミュニティ】

活力に満ち、豊かな心と文化が息づくまち
倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略

倉吉市教育の創造

- ・第2期倉吉市教育振興基本計画の進捗管理（5年計画の5年目）・働き方改革の推進
- ・倉吉市教育委員会の活性化（教育に関する事務の点検・評価の推進、総合教育会議、学校・公民館訪問）
- ・「倉吉市立小学校適正配置推進計画」に基づく学校再編の推進（各地区協議会での課題の明確化とその対応）
- ・教育環境の整備充実（小中学校ICT情報機器整備、屋内運動場避難所整備、上小鴨小広瀬分校解体、西中更衣室外修繕、教材備品整備、高校生通学費助成、）

学校教育基本方針

豊かな心とたくましく生きる力をもつ子どもの育成
～自ら学び、たくましく生きる～

社会教育基本方針

倉吉を担う人づくり・まちづくりの推進
～いつでも どこでも だれでも とともに学び 地域力を育む～

学力向上の推進

- ・学力向上推進（小・中連携教育の推進、合同研修会）
- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（教職員の指導力向上）
- ・細やかな指導を行う体制づくり（少人数学級・教員加配）
- ・小学校外国語教科化・プログラミング教育の対応（ALT配置、ICT指導員の活用（研修会））

地域力を育む社会教育の推進

- ・学習内容の充実、学習成果の還元（人材銀行、生涯学習講座）
- ・専門・実践的な高等教育の提供（鳥大、看護大・短大等連携）
- ・成人教育の推進（成人式実行委員会等）

豊かな心とたくましい体の育成

- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・特別活動の充実（乳幼児ふれあい事業）
- ・キャリア教育の充実（職場体験）
- ・いじめを許さない学校体制づくり
- ・問題行動、不登校の未然防止・早期対応（合同研修会）
- ・相談体制の充実（教育心理士育成講座）
- ・読書活動の推進
- ・学校体育、健康教育及び学校保健、安全教育の充実

支えあう人づくり・輝くまちづくり

- ・地域を支える人づくりの推進（中高生の活躍、地域発掘）
- ・青少年の健全育成と青少年団体の育成支援
- ・次世代育成のための体験活動の推進（放課後子ども教室）

公民館活動の推進

- ・学習の質の向上と学習成果の活用（地域連携、研究部会）
- ・人づくり・地域づくりの推進（公民館研究指定事業）
- ・安全安心な施設整備（明倫北側外壁修繕・成徳非常用照明他）

倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

- ・倉吉独自の教材の活用（くらしよし風土記等の活用）
- ・地域の人・もの・ことがらに触れる教育活動の推進
- ・倉吉らしさを取り入れた教育活動の実施（ふるさと学習）

体育・スポーツの振興

- ・市民のスポーツ活動支援（市民体育大会、全国大会補助他）
- ・体育施設の整備充実（ラグビー場移設・庭球場人工芝改修他）
- ・大規模スポーツ大会支援（駅伝、相撲他）

家庭・地域と連携した開かれた学校づくり

- ・地域学校委員会の充実 地域学校協働活動推進事業
- ・学校支援ボランティアの拡充

有形・無形の歴史的な資産の保存と活用

- ・伝建地区の災害復旧・保護（修理・修景事業）
- ・指定文化財の整備・保護（小川家・桑田家・大日寺仏像）
- ・埋蔵文化財の発掘調査（大谷工業団地）

よりよい倉吉教育をめざして

- ・特別支援教育の充実（元気はつらつプラン）
- ・幼保小連携の充実（教育課程の接続）
- ・家庭教育に関する就学前からの継続的な保護者啓発・支援
- ・教育助成の充実（就学援助事業の周知と適切な執行）

親しみ学ぶ機会を提供できる博物館

- ・郷土の文化芸術、伝統文化を学べる場の提供
- ・トリエンナーレ美術賞（第10回菅楯彦大賞展）・平山郁夫展
- ・地域の文化資源活用（博物館講座、自然ウォッチング開催）

学校給食の充実、食育の推進

- ・栄養教諭等による食に関する指導、食物アレルギー対応の推進、衛生管理の徹底、施設・設備の維持管理

豊かな心を育む図書館づくりの推進

- ・図書館資料の収集提供、農業支援・中高生等の利用促進
- ・読書活動の推進（ブックスタート・子育て講演会等）
- ・山上憶良短歌募集 ・WiFi環境の整備

議案第12号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

次のとおり学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和2年3月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

令和2年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師・耳鼻科医・眼科医名簿

委嘱期間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
小学校	西郷小学校	倉吉市上井	東伯郡湯梨浜町田後	三朝町大瀬	米子市上福原	倉吉市上井町一	
		岡本 賢	倉繁雅弘	中塩友一	山崎愛語	森廣敬一	
	河北小学校	倉吉市伊木	倉吉市福庭町一	倉吉市福光	米子市上福原	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		遠藤 充	岸田宗丈	生田麗	山崎愛語	野島病院(委託)	
	明倫小学校	倉吉市新町三	倉吉市清谷町一	倉吉市北野	倉吉市東昭和町	倉吉市上井町一	耳鼻科医 橋本好充
		松田 隆	濱吉淳一	清水章世	県立厚生病院(委託)	森廣敬一	
	成徳小学校	倉吉市上井	倉吉市明治町	倉吉市海田西町二	倉吉市東昭和町	倉吉市新陽町	耳鼻科医 橋本好充
		坂本恵理	森本英嗣	富盛裕司	県立厚生病院(委託)	井東弘子	
	上灘小学校	倉吉市昭和町一	倉吉市幸町	倉吉市昭和町	倉吉市昭和町一	倉吉市新陽町	
		岡本博文	山本剛志	小林千里	石津吉彦	井東弘子	
	小鴨小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市秋喜	倉吉市八幡町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		大石一康	近豊浩	加藤美加	石津吉彦	野島病院(委託)	
	上小鴨小学校	倉吉市福山	東伯郡北栄町下神	倉吉市東町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		安梅正則	岡本貴史	西尾琢也	石津吉彦	野島病院(委託)	
	北谷小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市清谷町一	倉吉市清谷町一	倉吉市昭和町一	倉吉市葵町	
		大石一康	柴田和幸	齋尾裕紀	石津吉彦	松井寛	
高城小学校	倉吉市福山	倉吉市西町	倉吉市八幡町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	安梅正則	熊野秀子	米田恭子	石津吉彦	野島病院(委託)		
社小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市秋喜	倉吉市上灘町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	大石一康	桑名慎太郎	忌部美里	石津吉彦	野島病院(委託)		
灘手小学校	倉吉市清谷町一	倉吉市幸町	東伯郡北栄町江北	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	濱吉 麻里	明島淳吾	加川教史	石津吉彦	野島病院(委託)		
上北条小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市井手畑	倉吉市福庭	米子市上福原	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	大石一康	王秀樹	山田邦嗣	山崎愛語	野島病院(委託)		
関金小学校	倉吉市福山	倉吉市関金町関金宿	北栄町亀谷	倉吉市東昭和町	倉吉市葵町	耳鼻科医 橋本好充	
	安梅正則	小川育成	田中靖章	県立厚生病院(委託)	松井寛		

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
中学校	東中学校	倉吉市昭和町一	倉吉市昭和町一	倉吉市昭和町一		倉吉市新陽町	
		岡本博文	木本達己	石津八重美		井東弘子	
	西中学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市生田	倉吉市福守町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		大石一康	花池泰徳	植田克己		野島病院(委託)	
	久米中学校	倉吉市新町三	倉吉市福庭町二	倉吉市上灘町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		森脇良太	河崎一寿	忌部義夫		野島病院(委託)	
	河北中学校	倉吉市堺町二	倉吉市みどり町	倉吉市八幡町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		西田法孝	林秀昭	加藤圭二		野島病院(委託)	
	鴨川中学校	倉吉市福山	倉吉市東町	倉吉市米田町二		倉吉市葵町	
		安梅正則	山本回	中尾宗彦		松井寛	

議案第13号

倉吉市地域学校委員会委員の任命について

次のとおり倉吉市地域学校委員会の委員を任命することについて、倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年倉吉市教育委員会規則第3号）第36条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和2年3月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第14号

倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正することについて、本委員会の承認を
求める。

令和2年3月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

【改正理由】

倉吉市就学指導委員会条例を改正し、「就学指導」を「就学支援」と改めることに伴い、倉吉市教育委員会事務局等組織規則に所要の改正を行うものです。

また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員の関係規定を改めるものです。

【改正要旨】

- 1 通学支援に関することを追加することとした。 (第6条関係)
- 2 就学指導委員会の名称を改めることとした。 (第6条関係)
- 2 会計年度任用職員の取扱いについては、倉吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び倉吉市会計年度任用職員の取扱いに関する規則の例によることとした。 (第24条第3項関係)
- 3 一般職非常勤職員の取扱いに関する規定を削ることとした。 (旧第24条第4項関係)
- 4 この規則は、令和2年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

倉吉市教育委員会事務局等組織規則（平成24年倉吉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）を改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																										
<p>第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教育総務課</td> <td>1～27 略</td> </tr> <tr> <td><u>28 通学支援に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>29 略</u></td> </tr> <tr> <td><u>30 略</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">学校教育課</td> <td>1～14 略</td> </tr> <tr> <td>15 <u>就学支援委員会に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>16～21 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（準用規定）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>会計年度任用職員</u>の取扱いについては、<u>倉吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年倉吉市条例第5号）</u>及び<u>倉吉市会計年度任用職員の取扱いに関する規則（令和2年倉吉市規則第●号）</u>の例による。</p>	課	分掌事務	教育総務課	1～27 略	<u>28 通学支援に関すること。</u>	<u>29 略</u>	<u>30 略</u>	学校教育課	1～14 略	15 <u>就学支援委員会に関すること。</u>	16～21 略	略		<p>第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教育総務課</td> <td>1～27 略</td> </tr> <tr> <td><u>28 略</u></td> </tr> <tr> <td><u>29 略</u></td> </tr> <tr> <td><u>30 略</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">学校教育課</td> <td>1～14 略</td> </tr> <tr> <td>15 <u>就学指導委員会に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>16～21 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（準用規定）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>臨時的任用職員</u>の取扱いについては、<u>倉吉市臨時的任用職員の取扱規程（平成17年倉吉市訓令第2号）</u>の例による。</p> <p>4 <u>非常勤職員（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年倉吉市条例第2号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員及び同条第3項に規定する短時間勤務職員を除く。）</u>の取扱いについては、<u>倉吉市一般職非常勤職員の取扱規程（平成27年倉吉市訓令第1号）</u>及び<u>倉吉市特別職非常勤職員の取扱規程（平成17年倉吉市訓令第3号）</u>の例による。</p>	課	分掌事務	教育総務課	1～27 略	<u>28 略</u>	<u>29 略</u>	<u>30 略</u>	学校教育課	1～14 略	15 <u>就学指導委員会に関すること。</u>	16～21 略	略	
課	分掌事務																										
教育総務課	1～27 略																										
	<u>28 通学支援に関すること。</u>																										
	<u>29 略</u>																										
	<u>30 略</u>																										
学校教育課	1～14 略																										
	15 <u>就学支援委員会に関すること。</u>																										
	16～21 略																										
略																											
課	分掌事務																										
教育総務課	1～27 略																										
	<u>28 略</u>																										
	<u>29 略</u>																										
	<u>30 略</u>																										
学校教育課	1～14 略																										
	15 <u>就学指導委員会に関すること。</u>																										
	16～21 略																										
略																											

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第15号

倉吉市立小中学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の制定について

次のとおり倉吉市立小中学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の制定について、本委員会の承認を求める。

令和2年3月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市立小中学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の制定について

【制定理由】

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(令和元年法律第72号)が令和元年12月11日に公布され、令和2年4月1日から一部施行されます。これを受けて鳥取県は「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の改正を行い、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとされたことから、倉吉市立小中学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則を制定するものです。

【制定要旨】

- 1 趣旨を定めることとした (第1条関係)
- 2 在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を定めることとした (第2条関係)
- 3 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定めることとした (第3条関係)
- 4 この規則は、令和2年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市立小中学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）第7条の規定に基づき、倉吉市立小中学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他倉吉市立小中学校の教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項の管理のために必要な措置について定めるものとする。

(在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限)

第2条 教育委員会は、倉吉市立小中学校の教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の件項及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、倉吉市立小中学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、倉吉市立小中学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見されない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、倉吉市立小中学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

(その他の事項)

第3条 この規則に定めるもののほか、倉吉市立小中学校の教育職員の業務の量その他倉吉市立小中学校の教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項の管理のために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

1 趣旨

学校を取り巻く環境が複雑・多様化し、学校の役割が増大している中、子どもたちの主体的・対話的で深い学びを推進するなど、より一層の教育活動の充実が求められる一方で、様々な社会の要請に応える中で、学校現場の教職員の業務も肥大化し、長時間勤務の常態化が全国的に問題となっている。

そのような中、教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教職員の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教職員が培ってきた学校教育の蓄積と向かい合っただけで自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことのできる状況を作り出す。これが「学校における働き方改革」のめざすところである。

文部科学省は、中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が公示され、服務監督権者である各教育委員会に対し本指針を参考に所管内の公立学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めている。

については、倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、「倉吉市立小中学校の教育職員の業務量等の官吏に関する規則」（以下、「規則等」という。）に基づき、指針を参考に職員の「倉吉市立小中学校教職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、倉吉市立小中学校における教職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務も含めて勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めるものである。

2 本方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育書学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）第2条に規定する教育職員のうち倉吉市立小中学校に勤務する教職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に定める時間外勤務の規制が適用されるものである。

3 時間外業務時間の上限の目安時間

(1) 本方針において対象となる時間外業務時間の考え方

学校における働き方改革を進めるために、教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務のための時間も含めて「時間外業務時間」として勤務時間管理の対象とする。

なお、本方針における時間外業務時間については、規則等に定めるほか、下記のとおりとする。

ア 所定の勤務時間外に、校内で業務を行う時間に加え、校外で業務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の業務を行う時間も含む時間を時間外業務時間とし、出退勤時間及び時間外業務時間を給与・勤怠管理システム（以下、「システム」という。）で把握するものとする。

イ 自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間や休憩時間及びその他業務外の時間、自宅等に落ち帰って業務を行う時間は、本方針における時間外業務時間に含まない。

(2) 上限の目安時間

- ア 1ヶ月の時間外業務時間の総時間が、45時間を超えないようにすること。
- イ 1年間の時間外業務時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

- ア 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の時間外業務時間が、720時間を超えないようにすること。
この場合においては、1ヶ月の時間外業務時間が45時間を超える月は、1年間に6月までにすること。

- イ 1ヶ月の時間外業務時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の時間外業務時間の1か月あたりの平均が、80時間を超えないようにすること。

- ウ アの児童生徒等に係る臨時的な特別な事情については、県教育委員会と協議の上、判断するものとする。

4 時間外業務時間の把握等

本方針の実施にあたって、教職員は、校外の時間や土日、祝日などの校務も含め時間外業務の状況をシステムに入力し、校長は、教職員にシステム入力を徹底させ、本人の報告等を踏まえて教職員の時間外業務時間をシステムにより客観的に日々計測すること。

また、校長は、上限の目安時間の遵守を形式的に行うことを目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、または残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。

5 労働法制の遵守及び教職員の健康確保等

本方針の実施にあたり、県教育委員会及び校長は、休憩時間や休日及び週休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日について、日常的・計画的に取得することや、まとまった日数連続して取得することを含めて健康確保に向けた取組を促進すること。

また、教職員の健康及び福祉を確保するため、校長は時間外業務時間が一定時間を超えた教職員への医師による面接指導を実施すること、終業から始業までに一定時間の継続した休息時間を確保すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教職員に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。

6 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、倉吉市教育委員会及び校長は、倉吉市立小中学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めていくこと。

7 本方針の達成に向けた取組等

倉吉市教育委員会は、本方針を実現するために実効性のある取組を推進するものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

倉吉市立小中学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会規則第 号

議案第16号

倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の制定について

次のとおり倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の制定について、本委員会の承認を求める。

令和2年3月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の制定について

【制定理由】

公共交通機関を利用し通学する高校生等の定期券購入費を一部助成することにより、高校生等を抱える世帯の経済的負担の軽減を目的として、倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則を制定するものです。

【制定要旨】

- 1 この規則の趣旨を定めることとした。 (第1条関係)
- 2 この規則の用語の意義を定めることとした。 (第2条関係)
- 3 この規則の交付目的を定めることとした。 (第3条関係)
- 4 補助対象者は高校生等の保護者とし、必要な条件を定めることとした。 (第4条関係)
- 5 補助対象経費は1月当たりの通学費から7千円を控除して得た額とし、通学実態がない期間は補助金の対象に含めないこととした。 (第5条関係)
- 6 補助金は、補助対象経費に通学定期券の月数を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付することとした。 (第6条関係)
- 7 補助金の交付申請等を定めることとした。 (第7条関係)
- 8 交付決定にあわせて額の確定をすることとした。 (第8条関係)
- 9 補助金の返還について定めることとした。 (第9条関係)
- 10 この規則に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定めることとした。 (第10条関係)
- 11 この規則は、令和2年4月1日から施行し、同年4月分の通学費から適用することとした。
(附則第1項関係)
- 12 令和元年度に倉吉市関金スクールバス事業交付要綱に基づき市長が認定した生徒が、中部圏域外の高等学校等に引き続き通学する場合は、令和2年度のみ対象とすることとした。
(附則第2項関係)

倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市高校生等通学費助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高校生等 次に掲げる学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条又は第124条に規定する学校（以下「高等学校等」という。）のうち、県中部圏域（市長が特に認める場合は県内）の高等学校等に在籍する生徒をいう。

ア 高等学校（定時制及び通信制を含む。）

イ 特別支援学校（高等部に限る。）

ウ 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）

エ 専修学校（高等課程に限る。）

(2) 公共交通機関 西日本旅客鉄道及び路線バスをいう。

(3) 路線バス 日ノ丸自動車株式会社又は日本交通株式会社が定期に運行する自動車をいう。

(4) 通学費 高校生等が最も経済的かつ合理的と認められる通学経路において通学するために当該公共交通機関に支払う通学定期券の費用の合算額をいう。

(5) 通学定期券 自宅と高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通機関を利用する高校生等に対して鉄道事業者又はバス事業者が1月以上の一定期間を利用単位として発行する定期乗車券をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、高校生等を抱える世帯の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等を図ることで、子どもたちが通学費用を理由に希望する学びを諦めることがないよう支援するとともに、倉吉市における定住の維持に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれも満たす高校生等の保護者（親権者、未成年後見人その他当該高校生等と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。以下同じ。）であって補助金の対象期間（以下「補助対象期間」という。）内に倉吉市に住所を有するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生業扶助（通学のための交通費）の受給者及び特別支援教育就学奨励費で通学費の全額を支給されるものを除く。

(1) 補助対象期間内に倉吉市に住所を有し、高等学校等への通学に当たり、公共交通機関を利用し、かつ、当該公共交通機関の利用について通学定期券を使用していること。

(2) 高等学校等の在籍期間が、補助金の交付の申請を行う日の属する年度において法令又は当該高等学校等が定める修業年限を超えていないこと（在籍期間が修業年限を超えることについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを除く。）。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、1月当たりの通学費(1

月を超える通学定期券にあっては、購入金額を月数で除した額から7千円を控除して得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、鉄道を利用する場合は運賃のみを対象とし、特急料金は対象外とする。

2 前項の通学費には、修業年限の最終学年の3月及び休学期間など通学実態がない期間に係る通学定期券の金額に相当する額を含めないものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、補助対象経費に通学定期券の月数(前条第2項に規定する通学実態のない期間を除く。)を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、毎年度2月1日から同月末日までの間に提出しなければならない。ただし、3月に通学定期券を購入する等の特別な理由がある場合は、3月1日から3月25日までの間とすることができる。

(1) 使用済の通学定期券又は通学定期券の写し

(2) 通学証明書、学生証その他高等学校等に在籍することを証明する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、高校生等が高等学校等に在籍し、かつ、通学定期券の有効期間が含まれる年度内に行わなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、補助対象者から前条第1項の規定による申請を受けた場合は、交付申請を受けた日から起算して30日を経過する日までの間に補助金の交付を決定し、あわせて補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付条件に違反したとき。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行し、同年4月分の通学費から適用する。

(経過措置)

2 令和元年度に倉吉市関金スクールバス事業交付要綱に基づき市長が認定した生徒が、中部圏域外の高等学校等に引き続き通学する場合は、令和2年度に限り第8条の交付決定を受けたものとみなす。

年 月 日

様

倉吉市長

印

年度倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付で申請のありました倉吉市高校生等通学費助成事業補助金については、倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則第8条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定及び額の確定をしたので、通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

(1) 交付申請額 金 円(年 月分～ 年 月分)

(2) 交付決定額 金 円(年 月分～ 年 月分)

3 交付額の確定

補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 補助金の支払日 年 月 日

